

論点整理② -教育内容・制度-



令和5年6月5日
京丹後市教育委員会事務局・市長公室

本市が目指す教育・人材育成像の方向性

- 本市が目指す教育・人材育成像の方向性を、丹後ちりめんに準え、経糸と緯糸で捉え直し、当該方向性を地域全体で共有し、本市の教育・人材育成の経糸と緯糸を紡いでいくこととする。

緯糸の
考え方

【変遷するもの】

グローバル化といった社会の大きな趨勢と、それに対応する教育・人材育成の新たな施策を指す。

経糸の
考え方

【不易的なもの】

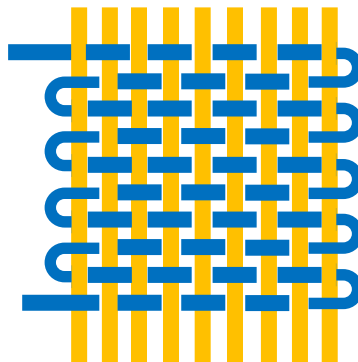
社会や教育現場の昨今の変化の中にあっても大きく変わらない地域固有の価値を指す。

■ 人材像

世界を舞台に活躍することができるのと
ともに、地域に還ったり、域外から地
域に関わったりすることも通じて、未
来を創っていく人材

- ✓ 丹後人や日本人として世界で渡り合うことができる人材
- ✓ 地域の良さを域外に発信することができる人材

- ✓ 地域の良さを理解し、地域に戻ってくる
ことができる人材
- ✓ 地域の外にいても、持続的に地域にか
かわることができる人材



■ 教育像

テクノロジーの活用によりSociety5.0に
対応しつつ、京丹後市固有の伝統・
文化・暮らし等の地域資源を通じて更
なる付加価値を共創していく教育

- ✓ GIGAスクール構想を基盤としつつ、
STEAM教育や英語教育、アントレプレ
ナーシップ教育等のSociety5.0に対応し
た教育

- ✓ 地域固有の伝統・文化・暮らしや特筆す
べき技術等のこれまで地域で培われてき
た地域資源を活用した教育



本市の目指す人材像に求められる資質能力の例(イメージ)

- ・ これからの時代に求められる資質能力の一部※を船に喩え、各資質能力の位置づけを可視化している。
- ・ その上で、社会を生き抜く力の育成に向けて、保幼小中一貫教育を核とした魅力的な事業・教育活動、地域に開かれた学校、安全・安心な学校づくりを進めてきており、高等学校教育に繋げて、資質能力を育てていくことが重要である。

※必要な資質能力の全体像を示したものではない点に留意。

社会を生き抜く力

相互理解
共感性

コミュニケーション
協働性

創造性
柔軟性

英語運用能力

丹後学・Kyotango Sea Labo

- 郷土への愛着と誇り
- 自らの生き方・あり方の思考
- 人間中心の発想法(デザイン思考)
- 自らの創造性に対する自信向上 etc.

- キャリアに対する意識変革
- 社会変化に対する受容力 etc.

【アントレプレナーシップ教育】

- 諸領域を横断・統合しながら問題を発見・解決していく力
- 科学的・客観的な根拠に基づいて論理的に考え、表現する力 etc.

【STEAM教育】

- 目的意識をもった行動力
- 情報を適切に収集・分析・活用する力 etc.

【探究的な学び】

言語能力

母国語 & 外国語(英語)
語彙力・理解力・表現力・多文化理解 etc.

非認知能力

自己肯定感・積極性・粘り強さ・向上心・挑戦心・リーダーシップ etc.

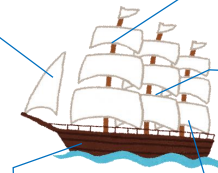
船体の行先の決定

【フォアマスト】
船体の前進力の創出

【メインマスト】
船体の安定性の確保

【ミズンマスト】
船体の舵取り等

船体の基盤



- 令和の日本型学校教育が目指す学びとして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」※を一体的に充実していくこととされており、こうしたことを前提としながら、本市の目指す人材像の育成に必要な資質能力を育んでいくことが重要である。

個別最適な学び

【指導の個別化】

全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。

【学習の個性化】

言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

※出典：文部科学省

- このため、準備会において設定した検討事項について、既存の枠組みにとらわれることなく、当事者である子供の視点や本市独自の地域性の観点を踏まえた議論を行う。

＜検討事項＞

- ✓ 地域資源を織り込んだSociety5.0に対応する教育内容
- ✓ 教育効果と地域の付加価値を最大化するシームレスな制度の在り方
 - デジタルを活用することにより、ヒト・モノ・カネ・情報・コミュニティ等の教育資源の制約を乗り越えるための制度の在り方（遠隔教育等）
 - これからの社会に求められる人材育成に向けて、就学前教育段階から中等教育段階まで切れ目ない教育を行うための制度の在り方（中高の連携の在り方等）
- ✓ 地域・産業界と連携した教育・人材育成の在り方



中央教育審議会「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会(第4回)」
堀田龍也部会長代理(東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授)の発言抜粋

- 我が国の学校教育の制度というのは非常に堅牢で、国とか任命権者とか設置者とかいろいろなところが、いろいろなことをきちんと安定的にやる仕組み、がっちりした仕組みがあるわけで、そのことと現在の社会の流動性、子供たちの多様性みたいなことが、いろいろなコンフリクトを起こしているんだと思います。
- これから、社会がもっと安定していくかという、ちょっと僕は微妙な気がしていて、そう考えると、ある意味、学校教育のこの堅牢な仕組みをどれだけ柔軟にできるかが大事なのかなと。そのこととデジタルは非常に大きく関係していると思います。例えば、教育内容を考えたときに、先ほどの神野委員の話で分かるように、ChatGPTのようなものが出てきたら、そのツールをどう使うかという話のレベルではなくて、そもそも今までの教育内容がこのままで良いのかというレベルの議論が必要になると思います。
- またさらに、この二つのワーキングの報告とCOCOLOプランにも書いてありますけれども、ICTとかオンライン、いっぱい書いてあって、一方で現実には、先生のパソコンは持ち出しはいけないとか、あとは、これはインターネットにアクセスできないとか、やたら制約が入っていて、インターネットとかが、ICTが入っているんだけれども、実は先生たちは働き方はあまり楽になっていないという現実があります。
- こういういろいろな制約、これをどうするかというのは、教師の働き方にとって大きな問題だと思いますし、例えば、先ほど冨塚教育長がおっしゃいましたが、情報モラルも、そもそも情報活用能力の一部なので、適切な使い方、判断力、態度みたいなことが情報モラルという言葉の概念ですけども、それを何かこう、携帯を使わせないみたいな禁止教育に使ってきた、そういうふうな制約として使ってきたという歴史があって、今ちょっといびつな形になっているんだと思います。そういう意味では、これからの学校の在り方を、我が国の良さとしての堅牢さをある程度残しつつも柔軟にして、それぞれの持ち場で判断できるような、様々なことを連携できるようなやり方を具体的にどうするかということを考えたときに、次の学習指導要領とか、それに向かっていく指導体制とか、教員養成の在り方とか、いろいろなところに大きなメスを入れるということが必要になるのではないかなと思います。



教育制度に係る主な論点

1. 教育内容の重点化

主なご意見

- 丹後学やSTEAMの取組がスポット的であり、学校教育に落とし込まれていない。どういう授業が必要なのかというのは、概念の方からカリキュラムに落とし込んでいく作業が必要になってくる。
- STEAM教育だけでカリキュラムを組めるわけではないというところがあるため、どのように重点化していくかということを考えることが重要である。
- 京丹後市の教育と人材育成に関わる問題意識について、具体的な取組例として、Kyotango Sea Laboがある。(中略)このプログラムを通じて京丹後市への興味、関心、思いが強くなっていることは興味深い。押し付けでなく、京丹後市に個別最適化したプログラム。課題としては、これを公教育を通じてインパクトを広めていくことができると考えている。
- Sea Laboは親が声をかけた子どもや英語が好きな生徒が中心になっていたイメージ。学級のトップだけに向けたものではない。プログラム最後のプレゼンを聞いて地域の子どもたちの潜在力の高さを感じた。デザイン思考を学ぶことで普段にはないことから学ぶことの楽しさを学び、破壊的イノベーションに繋がる新しい発想が生まれることを体験する場。英語は一部のみ導入して、デザイン思考に重点化した公教育にということも考えられる。
- Scratch(コーディングのコミュニティサイト)のユーザーが日本で3倍に増えている。小学校でのプログラミング教育にも取り組んでいくことが重要である。
- 中学校のSTEAMのMESHの取組を、小学校6年生から導入してはどうか。中学校ではさらに高度な内容、高校ではPythonを使って統計をやるという話もある。小中学校で興味関心が高ければ、高校で勉強したいという状態で高校につなげることができる。
- 高校は出口の部分が大きな課題・使命としてある。生徒の希望する進路をどのように保証していくか。そこからカリキュラムを考えていかなければならないと感じている。中学校までの学びについて高校の理解が不足していると改めて感じている。小中の系統的な学びをどのようにつないでいくかという発想をもっとしていく必要がある。探究の時間について改善の余地があると感じている。

議論のポイント

- ✓ 地域が考える「これからの社会を生きる子供たちに必要な教育」(教育内容の重点化)とは何か。
- ✓ これからの社会を見据えたとき、学校現場では現在の教育課程をどのように考えるか。教育内容の重点化を図るための学校現場における課題は何か。

※主なご意見については、これまでの会議におけるものから抜粋



教育制度に係る主な論点

2. デジタルを活用した教育展開の在り方

主なご意見

- 地域以外の「資源」は限定的であり、地域内の「資源」は豊富であるが十分活用できていないとなっているが、それらの「資源」が具体的に何をさして、なぜ限定的で、十分活用できていないのか。また、それをICTの活用で解決できるのかを検討するとよいのではないか。
- 地理的な制約をオンラインとのハイブリッドや、ある種学びの市町間で遠隔地同士の連携ができないか。
- 義務教育なので、全ての子どもたちに等しく機会を提供してあげたい。今回教えていただいた良い取組を、初めは遠隔で様子を見ているだけでも次回はオンサイトで参加するなど、面で展開できるように端末を上手に活用できればと思う。

議論のポイント

- ✓ これまで学校現場においてできなかったことが、デジタルの活用によりできるようになることは何か。デジタルを活用した教育の質の向上や機会均等の実現をどのように図るか。
- ✓ 本市のような地理的背景を前提とする中で、遠隔教育に係る特例制度の活用をどのように考えるか。
 - 臨時免許状や特別免許状の活用による外部人材を活用した発展的な授業の実施
 - 免許外教科担任を発令している場合において、免許を有する者による授業の実施

※主なご意見については、これまでの会議におけるものから抜粋



教育制度に係る主な論点

3. 中高の連携の在り方

主なご意見

- 学校の設置者ごとにまる抱えでやらないといけない一方で、シームレスのシームの部分ブレイクスルーするようなやり方の発案を期待する。
- 進路とともに教育内容をどのようにしていくかという点が重要である。制度でそれをどのようにつないでいけるかということを考えていくことが必要である。
- 高校が義務教育の取組の流れをしっかりと受け止めていくことが重要である。
- 高校は出口の部分が大きな課題・使命としてある。生徒の希望する進路をどのように保証していくか。そこからカリキュラムを考えていかなければならないと感じている。中学校までの学びについて高校の理解が不足していると改めて感じている。小中の系統的な学びをどのようにつないでいくかという発想をもっとしていく必要がある。探究の時間について改善の余地があると感じている。【再掲】
- 高校の専門科が結構あるため、小中学生の巻き込み先として高校の専門科が連携しやすいのではないかと感じる。また、グローバルやデザイン思考等のプログラムで育まれているので、連携できることが多々あるのではないかと感じる。
- 中学校のSTEAMのMESHの取組を、小学校6年生から導入してはどうか。中学校ではさらに高度な内容、高校ではPythonを使って統計をやるという話もある。小中学校で興味関心が高ければ、高校で勉強したいという状態で高校につなげることができる。【再掲】
- 地域資源のことも知っているし、現場の声を聴き柔軟で機動的に取り組みやすいのは、都道府県よりも市町村である。都道府県と市町村のそれぞれの強みをハイブリッドで組み合わせた学校運営の形態というところをもっと柔軟に活用していくのはこれからの1つの在り方ではないか。都道府県立の学校で、運営の一部を市町村が運営していく、寮の部分を運営するとか、もしくは学校の運営自体を市町村がやるとか、新しい時代の学校の在り方を考えながら、議論することが大切である。

議論のポイント

- ✓ 地域における高等学校の位置づけはどのようなものか。どのような人材の育成を期待するか。
- ✓ 小中学校と高等学校の設置者が異なる中で、教育の連続性と一貫性を担保していくためには、具体的にどのような取組が求められるか。制度的な課題は何か。

※主なご意見については、これまでの会議におけるものから抜粋



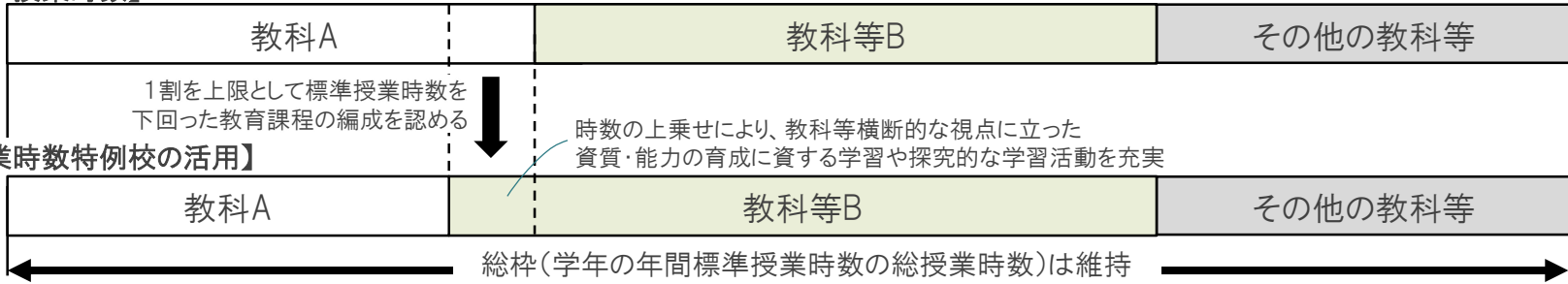
授業時数特例校制度

制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**(学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数)は維持した上で、**1割を上限として各教科(※1)の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度**
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成(※2)や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。(※1)音楽(中学校第2,3学年)、美術(中学校第2,3学年)、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。(※2)学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成(伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など)が考えられる。
- 令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。**

イメージ

【標準授業時数】



【授業時数特例校の活用】

学校の指定(学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号)

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。

(指定の要件)

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況(令和4年4月現在)

・指定されている管理機関数: 18件、指定されている学校数: 28校

【主な取組内容】

- 埼玉県戸田市(中学校):問題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等の育成のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
- 京都府京都市(義務教育学校):伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
- 宮崎県宮崎市(中学校):環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
- 私立星美学園(小学校):国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、国語科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

(出典)文部科学省

今後の予定

授業時数特例校制度の運用状況を把握し、検証する観点から、文部科学省において、必要に応じて調査等を行う。



教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

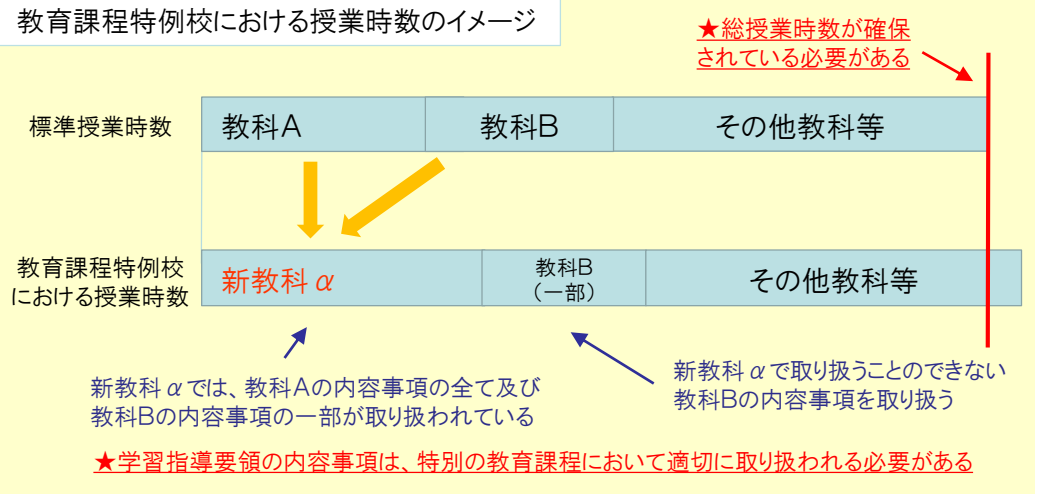
- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和4年4月現在）

- 指定されている管理機関数 211件
- 指定されている学校数 1,823校

【主な取組内容】

- ・学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
(例)北海道羅臼町:理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
(例)大阪教育大学附属池田小学校:社会科、特別活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「安全科」を設定
- ・既存教科を英語で実施(イマージョン教育)
(例)私立西大和学園中学校・高等学校:音楽・体育の一部を英語で実施
- ・学校段階間の連携による教育
(例)東京都立川市:社会科や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施



(出典)文部科学省



遠隔特例校制度

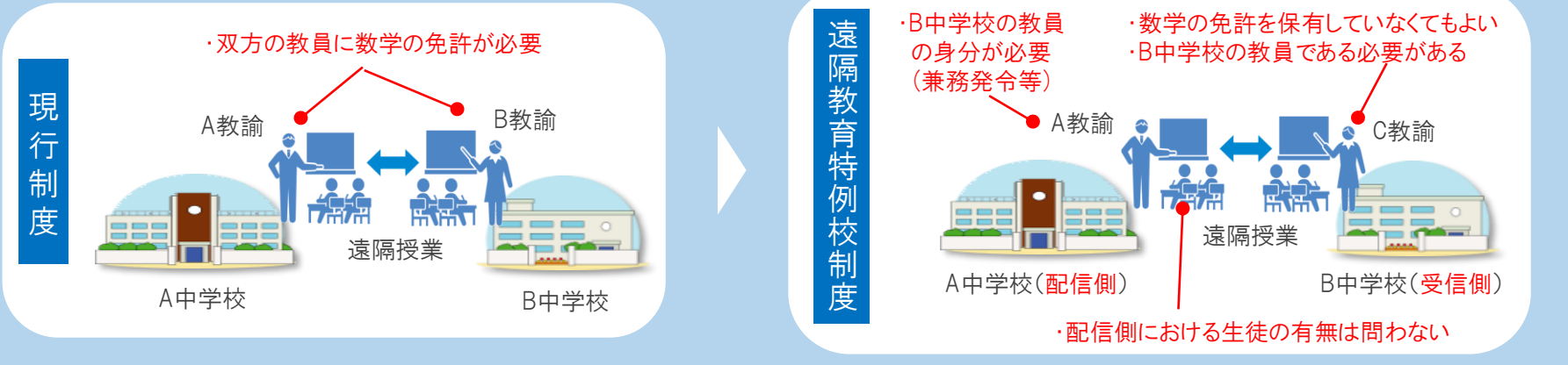
◆ 令和元年8月21日に、遠隔教育特例校制度に係る省令・告示を公布、施行

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第12号)
- 「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第56号)

遠隔教育特例校とは

- ◆ 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる学校
(受信側の教員が当該教科の免許状を有していない状況でも履修が可能)

※数学を例とした場合



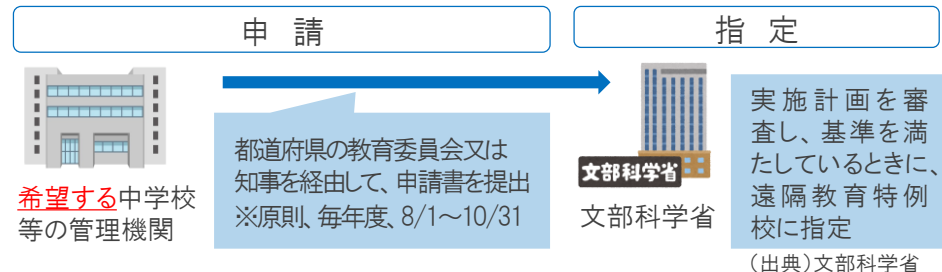
対象となる学校種

- 中学校
- 義務教育学校後期課程
- 中等教育学校前期課程
- 特別支援学校中学部

要件

中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合

指定までの流れ



中高の連携の在り方 -第2回準備会 岩本委員発表資料より抜粋-

- 広域での管理や連絡調整ができる都道府県の強みと、より生徒・保護者・学校・地域に近く、現場の声を聴きながら柔軟で機動的に取り組みやすい(地域資源も熟知している)市町村の双方の強みを活かした協働的で個別最適な学校経営を可能とすべき。市町村に運営委託をする事務を特定した上で、地方自治法252条の14に基づく「事務の委託」をすることにより、都道府県立・市町村営学校は、現行制度の枠内で実現可能と考えられる。
- 当該高校における教職員は、基本的には都道府県任用教職員が中心となることが想定されるが、市町村等による管理職や一部教職員・コーディネーター等の任用や、市町村立小中学校の教職員、社会教育・福祉機関等の職員の兼務・兼業等による活用も考えられる。

都道府県

(設置主体としての強み・期待される役割例)

広域人事による教員の採用・配置

高校間連携・遠隔教育の推進

高校教育の専門知を活かした伴走

長期・安定的な財源・条件整備

都道府県立高校



学校の管理運営事務

教育課程の編成・実施

市町村運営

寮等の運営事務

市町村に事務委託することで
地域資源のフル活用を図る

地域社会の多様な人材の任用・活用

小中高連携・学社協働の推進

分野横断の総合知を活かした教育

機動的で柔軟な学校運営

